

令和8年度 町税等口座振替・納期限日程表

税目等 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産税（4回）	30日			31日					1月4日		3月1日	
町 県 民 税 （普通徴収 4回）			30日		31日		11月2日			2月1日		
町 県 民 税 （特別徴収 毎月） ※口座振替不可	5月11日	6月10日	7月10日	8月10日	9月10日	10月13日	11月10日	12月10日	1月12日	2月10日	3月10日	4月12日
軽自動車税（1回）		6月1日										
国 保 税（毎月）	30日	6月1日	30日	31日	31日	30日	11月2日	30日	1月4日	2月1日	3月1日	31日
介 護 保 険 料 （普通徴収・毎月）	30日	6月1日	30日	31日	31日	30日	11月2日	30日	1月4日	2月1日	3月1日	31日
後期高齢者医療保険料 （普通徴収・毎月）	30日	6月1日	30日	31日	31日	30日	11月2日	30日	1月4日	2月1日	3月1日	31日
上下水道料（毎月）	30日	31日	30日	31日	31日	30日	31日	30日	31日	31日	28日	31日

口座振替日 （ ）内は水道料	27 (27)	29 (27)	30 (26)	31 (27)	31 (27)	30 (28)	30 (27)	30 (27)	25 (25)	29 (27)	26 (26)	31 (26)
-------------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------

※ 振替日において引落しができなかった場合は、翌月の10日前後に再度振替を行います。

※ 納期限から20日を過ぎると督促手数料が発生します。

※ 保育料・児童館使用料は督促手数料は発生しません。

※ ご不明な点ございましたらお問い合わせください。

お問い合わせ先

松川町役場

36-3111(代表)

住民税務課(税務関係)

36-7046

保健福祉課(後期・介護)

36-7022

建設水道リニア対策課(上下水道)

36-7026